

2019年5月17日  
特許庁

民間競争入札事業  
「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（受理官庁）及び（指定官庁）」  
の実施状況  
（平成29年度及び平成30年度）

## I 事業の概要

### 1. 業務内容

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下、「特例法」という。）に規定する特定手続は、電子情報処理組織（オンライン）を利用して手続を行うことができ、特許庁の電子記録ファイルへ記録される。一方、これらの手続が書面により行われた場合には、特許庁長官は書面の情報を電子化し、電子ファイルに記録する必要がある。

前記の書面により行われた手続を電子ファイルへ記録するために必要となる電子化業務については、一定の専門的技術・知識と相当の設備を要し、且つ、業務としては定型的、機械的なものであることから、外部の機関を活用して行っている。

本事業は、「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」のうち受理官庁及び指定官庁に係る手続が書面等により行われた場合に特許庁が定める電子化規準に則り書面等を電子化（データエントリー）するものである。

### 2. 期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

（平成28年4月1日から平成29年3月31日までは準備期間、業務開始は平成29年4月1日から）

### 3. 事業者

一般財団法人工業所有権電子情報化センター

### 4. 事業者決定の経緯

「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（受理官庁）」民間競争入札実施要項、及び「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（指定官庁）」民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による入札を行ったところ、双方とも入札説明会では11者の参加があり、応札者は1者であった。平成28年2月29日に、入札参加者1者から提出された提案書について技術審査委員会にて審査した結果、必須項目の基準を満たしており合格となった。その後、平成28年3月7日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価落札方式に則り前述の事業者が落札者となった。

5. 調査の期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

II 確保されるべき質の達成状況

1. データ精度

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>申請書類の電子化誤り率は、データエントリー電子化規準書等で<math>10^{-6}</math>程度と定められているのでこれを遵守すること。</p>	<p>(1) 受理官庁            納入件数            平成29年度 合計73,348件            平成30年度 合計74,383件</p> <p>(2) 指定官庁            納入件数            平成29年度 合計635,157件            平成30年度 合計717,138件</p> <p>これに対して庁内外からの、電子化誤り率<math>10^{-6}</math>程度を超える件数の電子化誤りに関する指摘はなかった。            電子化誤りは            (1) 受理官庁            平成28年度（準備期間）            平成29年度 73,348件中0字            平成30年度 74,383件中0字            (2) 指定官庁            平成28年度（準備期間）            平成29年度 635,157件中0字            平成30年度 717,138件中1字            また、担当者が定期的にサンプルチェックを行い、データ精度が遵守されていることを確認している。</p>

2. 納入スケジュール

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>特許庁の入口業務であるデータエントリー作業が遅延することにより、特許庁全体の業務遅延につながるため、定められた納入スケジュールを遵守すること。</p>	<p>特許庁担当者が納入までの期間を変更した場合を除き、定められた納入スケジュールは遵守された。</p>
<p>発注から納入までの期間は、原則以下の日数とする。ただし、イまたはロに該当するときは、担当者が期間を変更する場合がある。</p>	
<p>イ. 前記期間中に国民の祝日に関する</p>	

<p>法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が連続する場合（主にゴールデンウィーク）、又は12月28日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合</p> <p>ロ． 担当者が特別に早期の納入が必要等と判断した案件の場合</p> <p>(1) 受理官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 願書（紙書面） 2日 ※1</li> <li>・ 願書（電子原稿） 1日 ※1</li> <li>・ A P 書類 5日 ※1</li> <li>・ I B 書類 5日 ※1</li> <li>・ S A 書類 5日 ※1</li> <li>・ PCT 中間書類XML 5日 ※1</li> <li>・ 日本語願書XML 47日</li> </ul> <p>※1 行政機関休日法に定める行政機関の休日は除く</p> <p>(2) 指定官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内書面 7日 ※1</li> <li>・ 国際公開・国際調査報告等 30日</li> <li>・ 優先権証明書 30日</li> <li>・ 国際公開外国語図面・配列表 30日</li> <li>・ 国際公開要約図 30日</li> <li>・ 国際公開日本語 21日</li> <li>・ I B 書面 21日</li> <li>・ I B 書面（日本語職権） 21日</li> <li>・ リクエスト管理ファイル 9日</li> </ul> <p>※1 行政機関休日法に定める行政機関の休日は除く</p>	
--	--

### 3. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

確保すべきサービスの質	実施状況
<p>事業を実施する上で知り得た個人情報及び機密情報の取り扱いについて、請負事業者は必要な措置を講じ、情報漏洩を発生させないようにすること。</p>	<p>事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001 認証を平成29年1月に取得し、適切な情報の管理に取り組んでいる。</p>
<p>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</p> <p>① 請負事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。</p>	<p>また、具体的なセキュリティ対策としては、指静脈認証（生体認証）の利用による本人以外のなりすましの防止、リムーバブルメディアへのコ</p>

<p>② 請負事業者は、個人情報 を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③ 請負事業者、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密（以下「業務上の機密情報」という。）を漏らし、又は盗用してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条及び特例法第43条により罰則の適用がある。</p> <p>④ 本業務によって取得した個人情報及び業務上の機密情報は、本業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、情報を日本国外に持ち出してはならない。</p> <p>⑤ 請負事業者は、本業務を終了し若しくは中止した場合は、本業務によって取得した個人情報及び業務上の機密情報を破棄しなければならない。この場合において、請負事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を予め特許庁及び請負事業者が合意の上定めた期日までに特許庁に提出しなければならない。</p> <p>⑥ 請負事業者は、前記①～④を適切に実現するため、平成29年4月（業務開始日）までに情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：Information Security Management System）を構築し、ISMS 認証機関による認証を取得していなければならない。</p> <p>⑦ 請負事業者は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（内閣サイバーセキュリティセンター）、特許庁個人情報保護管理規程、経済産業省情報セキュリティ管理規程及び経済産業省情報セキュリティ対策基準等の関係法令及び規程を遵守しなければならない。</p>	<p>ピーの制限による持ち出し制御等により情報漏洩を抑止している。</p> <p>さらに、特許庁においては、事業者における個人情報の取扱いについて現地訪問を行い、個人情報が適切に管理されていることを平成30年5月9日に、上記と併せて確認している。</p>
--	---

--	--

### Ⅲ 実施経費の状況及び評価

#### 1. 実施に要した経費

##### (1) 受理官庁

■ 平成29年度	納品件数	合計金額
	73,348件	101,188千円（税込）
■ 平成30年度	納品件数	合計金額
	74,383件	107,799千円（税込）

#### <経費削減状況>

契約は、変動費（納入件数×書類ごとの複数の単価）及び固定費（物件費、機材費、什器備品費等）による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの、調達仕様書に記載されている発注予定件数から経費を算出して比較すると以下のようなになる。

民間競争入札前の経費(2年間／平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)  
277,620千円（税込）（単年度：138,810千円）

民間競争入札後の経費(平成29年度、平成30年度)  
248,180千円（税込）（単年度：124,090千円）

2年間全体で 29,440千円、単年度で 14,720千円の経費が削減されると算出された。

なお、固定費を比較すると以下のようなになる。

民間競争入札前の経費(2年間／平成28年度(民間競争入札直前)を使用)  
127,638千円（税込）（単年度：63,819千円）

民間競争入札後の経費(平成29年度、平成30年度)  
101,282千円（税込）（単年度：50,641千円）

2年間全体で 26,356千円、単年度で 13,178千円の経費が削減されると算出された。

(2) 指定官庁

■ 平成29年度	納品件数	合計金額
	635,157件	223,838千円(税込)
■ 平成30年度	納品件数	合計金額
	717,138件	227,982千円(税込)

<経費削減状況>

契約は、変動費(納入件数×書類ごとの複数の単価)及び固定費(物件費、機材費、什器備品費等)による支払いであり、毎年度納入件数が変動するため、民間競争入札前・後の経費を単純比較は出来ないものの、調達仕様書に記載されている発注予定件数から経費を算出して比較すると以下ようになる。

民間競争入札前の経費(2年間/平成28年度(民間競争入札直前)の単価等を使用)  
554,638千円(税込) (単年度:277,319千円)

民間競争入札後の経費(平成29年度、平成30年度)  
485,829千円(税込) (単年度:242,914千円)

2年間全体で68,809千円、単年度で34,405千円の経費が削減されると算出された。

なお、固定費を比較すると以下ようになる。

民間競争入札前の経費(2年間/平成28年度(民間競争入札直前)を使用)  
298,702千円(税込) (単年度:149,351千円)

民間競争入札後の経費(平成29年度、平成30年度)  
203,798千円(税込) (単年度:101,899千円)

2年間全体で94,904千円、単年度で47,452千円の経費が削減されると算出された。

#### IV ヒアリング結果

入札説明会に参加した事業者にヒアリングを行った結果、「専門的知識を有する事業内容である」、「海外拠点で行っているので入札条件に合わない」等の意見があった。また、「事業実施のための準備期間」については、賛否両方の意見があり、次期調達の際に検討することとしたい。

## V 評価のまとめ

平成29年度及び30年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成しており、事業が確実に実施されていると評価できる。

また、経費削減においても、受理官庁・指定官庁合わせて単年度当たり 49,125千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。

## V 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に事業者が業務改善指示を受けることや、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (3) 経費削減においても受理官庁・指定官庁合わせて単年度当たり 49,125千円の削減が図られると算出できており、効率的な業務運営がなされていると評価できる

前述のとおり、民間競争入札のⅠ期目にあたり、本事業は良好に実施されているが、入札参加者が1者であったことを踏まえると、競争性の確保面では十分とはいえない結果となった。今後の事業の実施にあたっては、入札スケジュールの見直しとして入札公告期間の延長や、ヒアリング結果を踏まえた登録情報処理機関としての登録及び事業を実施するための準備期間の検討、民間競争入札実施要項の記載の見直しによる業務詳細内容の明確化を検討しながら、引き続き市場化テストに基づく民間競争入札による事業を実施することとしたい。